

社会保険労務士事務所
オフィスきよみを開設して8
年の月日が過ぎた。

私は、以前、運送会社で
四半世紀以上勤務し、「労働
基準法の時間外賃金」
がこの業界では成り立ち難
いことを思い知り、その在
籍中に社労士の資格も取得
した。そして、労働関係の
知識を得たことでこの業界
に恩返ししたいと、長年お
世話になった運輸会社の社
長にお願いして独立開業の
道を進むこととなった。
開業以来、運送業界出身
の運送業に特化した社労士

社労士プラザ



社会保険労務士事務所
オフィスきよみ

石原 清美
【大阪】

運送業の業務改善に特化

として経営者
に業務改善の
提案をしてい
る。内容は運
送業の労務管理や車両に関
する運輸関連の相談業務が
ほとんどで、運送業を顧問
に持つ社労士からの質問も
多い。

確かに、この業種の自動
車運転者の時間管理は特殊
で、「改善基準告示」が適
用されるため独特な管理が
必要となる。そして、長距
離輸送では拘束時間の管理
がし難く、長時間労働とな
る場合も多い。最近では、
社長宛てに弁護士から賃金
未払い通知が送られたとい
う話をよく耳にする。

さらに業務の性質上、就
業規則にも改善基準告示の
時間を記載し、服務・賞罰
規定もその事業所独自のも
のを作成する。歩合制の賃
金も一概に違法とはいえな
いが、加えて完全償却制や
距離制での賃金支払いも見
受けられるので、時間との
関係を見据えながらの見直
しをしなければならぬ。
また、昨年から国土交通
省で悪質・重大な法違反の
処分が厳格化され、事業停
止30日間の処分強化となっ
た。もし処分を受ければ事
業の存続が危ぶまれ、さら
に改善がなければ許可の取
消になり得る。社長には

労務管理等の助言の一方、
運送会社の要となる運行管
理者の業務内容もアドバイ
スさせていただいている。
このように専門特化した
業務を行っているが、しか
しながら仕事の原点は日常
の「あいさつ」にある。運行
管理者と運転
者とのコミュニ
ケーション
をできる限り
取ることで、職場全体の健
康管理や職場環境の改善に
つながっていくと考える。
経営者からいただく「あ
りがとう」という言葉の積
み重ねで、今日の私がある
と思っている。感謝の気持
ちとともに、厳しい経済情
勢のなか頑張っておられる
運送業の全ての社長に心か
らエールを送りたい。